

熊本市公報

第 1383 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務厚生課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則（規則第 78 号）	1301
---	------

告 示

○介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（告示第 561 号）	1307
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 562 号）	1307
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（告示第 563 号）	1307
○特定計量器の定期検査（告示第 564 号）	1308
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（告示第 565 号）	1309
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 566 号）	1309
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 567 号）	1310
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 568 号）	1310
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 569 号）	1321
○平成 26 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 571 号）	1321
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 572 号）	1321
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 574 号）	1322
○熊本市営墓地における墓地使用の公募（告示第 577 号）	1322
○放置自転車の売却等（告示第 578 号）	1323
○平成 25 年度及び平成 26 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 579 号）	1323
○平成 26 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 580 号）	1324
○放置自転車の移動及び返還（告示第 581 号）	1324
○市道の区域変更（告示第 583 号）	1325
○平成 26 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 584 号）	1325
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による就労移行支援を行う事業の指定廃止（告示第 587 号）	1326

公 告

○道路位置の指定（公告第 571 号）	1326
○道路位置の廃止（公告第 572 号）	1327

○道路位置の変更（公告第 573 号）	1327
○開発行為に関する工事の完了（公告第 576 号）	1328
○都市計画の決定及び変更に伴う案の縦覧（公告第 577 号）	1328
○都市計画の決定及び変更に伴う案の縦覧（公告第 578 号）	1328
○平成 27 年度に整備する障がい福祉施設の事前協議の受付（公告第 579 号）	1329
○開発行為に関する工事の完了（公告第 580 号）	1330
○農業振興地域整備計画の変更（公告第 581 号）	1331
○大規模小売店舗立地法による変更届出（公告第 583 号）	1331
○城南町中央土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更（公告第 585 号）	1332
○開発行為に関する工事の完了（公告第 586 号）	1333
○開発行為に関する工事の完了（公告第 587 号）	1333
○開発行為に関する工事の完了（公告第 589 号）	1334
○開発行為に関する工事の完了（公告第 591 号）	1334
○開発行為に関する工事の完了（公告第 592 号）	1334
○開発行為に関する工事の完了（公告第 593 号）	1335
○平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画の策定及び縦覧（公告第 595 号）	1335
○開発行為に関する工事の完了（公告第 597 号）	1335
○開発行為に関する工事の完了（公告第 598 号）	1335
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 20 号）	1336
○住民票の職権消除（中央区告示第 21 号）	1336
○住民票の職権消除（中央区告示第 22 号）	1336
東 区	
○住民票の職権消除（東区告示第 9 号）	1336
西 区	
○住民票の職権消除（西区告示第 9 号）	1336
○住民票の職権消除（西区告示第 10 号）	1337
上下水道局	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 54 号）	1337
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 55 号）	1338
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 56 号）	1338
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 57 号）	1338
選挙管理委員会	
○熊本市公職選挙執行規程の一部を改正する規程（選管告示第 11 号）	1339
○中央区選挙管理委員の補欠（中央区選管告示第 12 号）	1339
農業委員会	

○農業委員会総会の開催（農委公告第 8 号） 1339

規 則

規 則 第 7 8 号

平成 2 6 年 8 月 6 日

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則の一部を改正する規則

熊本市住宅用家屋証明事務に関する規則（昭和 6 0 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に、「第 3 号様式」を「第 5 号様式」に改め、同項第 3 号中「確認済証」の次に「（認定長期優良住宅について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合又は低炭素建築物について都市の低炭素化促進に関する法律第 5 4 条第 5 項の規定により確認済証の交付があったものとみなされる場合にあっては、次号アからエまでに掲げるいずれかの書類）」を加え、同項第 6 号中「建築士（）」の次に「耐火建築物の場合は、」を加え、「等」を「その他の」に、「第 3 号ア」を「第 4 号ア」に改め、同条第 3 項第 3 号を次のように改める。

(3) 当該家屋に係る前項第 3 号に掲げる書類

第 2 条第 3 項第 5 号イ中「及び領収書」を削り、同項第 8 号中「建築士（）」の次に「耐火建築物の場合は、」を加え、「等」を「その他の」に改め、同条第 4 項第 2 号イ中「及び領収書」を削り、同項第 4 号ア中「指定確認検査機関」の次に「（以下「指定確認検査機関」という。））」を、「登録住宅性能評価機関」の次に「（以下「登録住宅性能評価機関」という。））」を加え、同号ウ(イ) a 中「以下」の次に「この号において」を加え、同項第 5 号中「建築士（）」の次に「耐火建築物の場合は、」を加え、「等」を「その他の」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 租税特別措置法施行令第 4 2 条の 2 の 2 第 2 項に規定する増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、次に掲げる書類

ア 宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第 2 3 条の 3 第 1 項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士で、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物であるときにあっては一級建築士に、同法第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げる建築物であるときにあっては一級建築士又は二級建築士に限る。）、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は保険法人が、当該申請に係る工事が租税特別措置法施行令第 4 2 条の 2 の 2 第 2 項各号に規定する工事に該当する旨を証する書類

イ 当該家屋に係る租税特別措置法施行令第 4 2 条の 2 の 2 第 2 項第 7 号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類（同号に掲げる工事に要した費用の額が 5 0 万円を超える場合に限る。）

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

住宅用家屋証明申請書

租税特別措
置法施行令

- (1) 第 4 1 条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - ア 新築されたもの
 - イ 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - ウ 新築されたもの
 - エ 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - オ 新築されたもの
 - カ 建築後使用されたことのないもの
- (2) 第 4 2 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - ア 第 4 2 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等
がされた家屋で宅地建物取引業者から取得した
もの
 - イ ア以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

年 月 日

熊本市長(宛)

申請者 住所
氏名

印

所在地	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	①売買 ②競落
申請者の居住	①入居済 ②入居予定
床面積	平方メートル
構造	造
区分建物の 耐火構造	①耐火又は準耐火 ②低層集合住宅
工事費用の総額 (2) アの場合に記入)	円
売買価格 (2) アの場合に記入)	円

備考

- 1 { } の中は、(1)又は(2)のうち該当するものを○印で囲み、(1)を○印で囲んだ場合は、さらにアからカのうち該当するものを○印で囲み、(2)を○印で囲んだ場合は、さらにア又はイのうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(1)イ、エ又はカを○印で囲んだ場合は、記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(1)ア、ウ又はオを○印で囲んだ場合は、記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、(1)イ、エ若しくはカ又は(2)を○印で囲んだ場合に限り、①又は②のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「申請者の居住」の欄は、①又は②のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「構造」の欄は、建築後 20 年を超え 25 年以内に取得された家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記簿に記録された構造を記載すること。
- 7 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、①又は②のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記簿に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、①を○印で囲むこと。
- 8 「工事費用の総額」の欄は、(2)アを○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第 4 2 条の 2 の 2 第 2 項各号に規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。
- 9 「売買価格」の欄は、(2)アを○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。

様式第 3 号中

「

租税特別措
置法施行令

(1) 第 4 1 条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

ア 新築されたもの

イ 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

ウ 新築されたもの

エ 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

オ 新築されたもの

カ 建築後使用されたことのないもの

(2) 第 4 2 条第 1 項(建築後使用されたことのあるもの)

を

「

租税特別措
置法施行令

(1) 第 4 1 条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

ア 新築されたもの

イ 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

ウ 新築されたもの

エ 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

オ 新築されたもの

カ 建築後使用されたことのないもの

(2) 第 4 2 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

ア 第 4 2 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等が
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

イ ア以外

に、「新 築」を「新築 」に、「取 得」を「取得 」に、「売 買」を「売買 」

に、「競 落」を「競落 」に、「備 考」を「 備考 」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第 561 号

平成 26 年 8 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号本文の指定をしたので、同法第 93 条の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 647	特別養護老人ホーム かなんの杜 熊本市北区植木町滴水 9 番 2	社会福祉法人 滄溟会 熊本市北区植木町滴水 9 番 2 理事長 中原 紘嗣	平成 26 年 8 月 1 日	介護老人福 祉施設

告示第 562 号

平成 26 年 8 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370110 654	指定（予防）短期入所生活介護事業所 かなんの杜 熊本市北区植木町滴水 9 番 2	社会福祉法人 滄溟会 熊本市北区植木町滴水 9 番 2 理事長 中原 紘嗣	平成 26 年 8 月 1 日	短期入所生 活介護
4370110 654	指定（予防）短期入所生活介護事業所 かなんの杜 熊本市北区植木町滴水 9 番 2	社会福祉法人 滄溟会 熊本市北区植木町滴水 9 番 2 理事長 中原 紘嗣	平成 26 年 8 月 1 日	介護予防短 期入所生活 介護

告示第 563 号

平成 26 年 8 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名	所在地	担当する医 療の種類	主担当医師・ 薬剤師名	指定年月日
熊本市立植木病院	熊本市北区植木町岩野 2 85-29	心臓脈管外 科	廣田 晋一	平成 26 年 8 月 1 日
かがやき薬局	熊本市西区新土河原二丁 目 3-46	調剤	富永 紘平	平成 26 年 8 月 1 日

さくら調剤薬局 保田窪店	熊本市東区保田窪本町1 3番1号	調剤	小川 悦子	平成26年8月1日
植木病院前薬局	熊本市北区植木町広住5 03-3	調剤	牟田 圭介	平成26年8月1日
済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目3 番1号	心臓脈管外 科	上杉 英之	平成26年8月1日
熊本赤十字病院	熊本市東区长嶺南二丁目 1番1号	腎移植	山永 成美	平成26年8月1日
あさひ調剤薬局	熊本市中央区呉服町1番 46号	調剤	北島 恵美子	平成26年8月1日
くまもと西部薬局	熊本市中央区古城町1番 2号	調剤	小場佐 雅浩	平成26年8月1日
花園ファルマシア 琴平通り店	熊本市中央区本荘町72 0番1号	調剤	高濱 真理子	平成26年8月1日
薬局白十字 温新 堂店	熊本市東区神水本町25 番25号	調剤	佐々木 彩	平成26年8月1日
あおい薬局 城南 店	熊本市南区城南町今吉野 丸山282番1	調剤	西山 昌吾	平成26年8月1日

告示第564号

平成26年8月1日

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令第10条第1項第1号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。

2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
	検査区域 (小学校区)
9月2日 (火)	松尾東公民館 玄関前
	松尾東
9月3日 (水)	近津公民館 玄関前
	松尾西
9月9日 (火)	松尾北地域コミュニティセンター 玄関ホール
	松尾北
9月10日 (水)	芳野地域コミュニティセンター 駐車場前
	芳野
9月11日 (木)	河内地域コミュニティセンター 玄関前
	河内・白浜分校
9月12日 (金)	河内地域コミュニティセンター 玄関前
	河内・白浜分校

※ 受付時間 午前10時から正午・午後1時から午後3時まで

※松尾北及び芳野両地域コミュニティセンター会場について、午後のみ検査を行う。

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による定期検

査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多の場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であつて、その所在の場所で定期検査を行つても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

※ 上記のア～エのいずれかに該当する場合は、「所在場所定期検査申請書」を熊本市長へ提出する

(3) 検査期間

平成 26 年 9 月 1 日 (月) から平成 26 年 11 月 28 日 (金) まで

告 示 第 5 6 5 号

平成 26 年 8 月 1 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

ふりーだむ 子ども支援センター

熊本市中央区神水一丁目 8 番 12 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

株式会社ふりーだむ

熊本県阿蘇郡南阿蘇村久石 1 番地 101 組 脇 泰光

3 指定年月日

平成 26 年 8 月 1 日

4 障害児通所支援サービスの種類

児童発達支援、放課後等デイサービス

告 示 第 5 6 6 号

平成 26 年 8 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	保険調剤薬局アシスト	熊本市東区長嶺西 1-6 -95ル・メヨール長嶺 1 -D	平成 26 年 8 月 1 日 ～ 平成 32 年 7 月 31 日

2	ふじさん薬局	熊本市中央区国府 2-1 7-35	平成 26 年 8 月 1 日 ~ 平成 32 年 7 月 31 日
3	有限会社 伸共薬 局	熊本市西区田崎本町 3- 20	平成 26 年 8 月 1 日 ~ 平成 32 年 7 月 31 日
4	グリーン薬局 春 日店	熊本市西区春日七丁目 1 9-6	平成 26 年 8 月 1 日 ~ 平成 32 年 7 月 31 日

告示第 567 号

平成 26 年 8 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4370110 233	あいわ訪問介護ステーション・水前寺 熊本市中央区水前寺一丁目 10 番 1 号	株式会社光西 熊本市中央区水前寺一丁目 10 番 1 号 代表取締役 西村 光昭	平成 26 年 8 月 31 日	訪問介護 介護予防訪 問介護

告示第 568 号

平成 26 年 8 月 4 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
新町いへむらクリニック 熊本市中央区新町一丁目 7 番 15 号 医療法人家村会 理事長 家村 昭日朗	内科、小児科、消化器科	平成 26 年 6 月 1 日
(歯科)		
あらた歯科 熊本市東区小峯二丁目 2-134 田中 秀幸	歯科	平成 26 年 7 月 1 日
(柔道整復)		
元貴接骨院 鄭 元貴 熊本市北区楠 4-13-6 鄭 元貴	柔道整復	平成 26 年 6 月 25 日
健康整骨院 永田 政由樹 熊本市中央区水前寺 5-17-18 アネシス水前寺 1F 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 26 年 7 月 1 日

甲斐整骨院 帯山院 藤本 諒 熊本市中央区帯山六丁目 8-41 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 26 年 7 月 1 日
甲斐整骨院 帯山院 渡邊 大 熊本市中央区帯山六丁目 8-41 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 26 年 7 月 1 日
(あん摩・マッサージ)		
元貴接骨院 鄭 元貴 熊本市北区楠 4-13-6 鄭 元貴	あん摩・マッサージ	平成 26 年 6 月 25 日
(はり・きゅう)		
元貴鍼灸治療院 鄭 元貴 熊本市北区楠 4-13-6 鄭 元貴	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
内村鍼灸マ治療院 内村 祐子 熊本市東区戸島六丁目 32-15 内村 祐子	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
上通鍼灸院 岩上 明治 熊本市中央区南坪井町 1-29 岩上 明治	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
歩きとからだ本舗はり灸治療院 橋本 結樹 熊本市東区秋津一丁目 1-135 橋本 結樹	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
あすなろ鍼灸治療院 味噌天神 堀江 照俊 熊本市中央区大江五丁目 16-11 堀江 照俊	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
名和鍼灸治療院 名和 繁俊 熊本市北区清水亀井町 22-14 名和 繁俊	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
鍼灸マッサージ 香月治療院 香月 健一 熊本市西区花園五丁目 51-2 香月 健一	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
そらまめ鍼灸室 相馬 太志 熊本市中央区平成三丁目 15-33 エクセレントクォータ -102 相馬 太志	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
創漢堂鍼灸院 上田 清一 熊本市中央区黒髪二丁目 19-5 上田 清一	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
はあと在宅マッサージ 藤田 聡 熊本市北区武蔵ヶ丘八丁目 6-110 レセーナ 303 藤田 聡	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日

在宅マッサージ クオン 早川 弘和 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 早川 正子 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 青木 広光 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 矢住 紘一 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 緒方 信博 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 古郡 洋男 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 前田 則浩 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 中地 勝義 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 齊田 淳仁 熊本市中央区本荘六丁目 4-3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 早川 弘和 熊本市中央区本荘六丁目 4-3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 早川 正子 熊本市中央区本荘六丁目 4-3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 早川 正子 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 青木 広光 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 矢住 紘一 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日

在宅マッサージ クオン 緒方 信博 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 古郡 洋男 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 前田 則浩 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
在宅マッサージ クオン 中地 勝義 熊本市中央区南熊本五丁目 1-1 テルウェル熊本ビル 4F 在宅マッサージ クオン	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 齊田 淳仁 熊本市中央区本荘六丁目 4-3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 早川 弘和 熊本市中央区本荘六丁目 4-3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 早川 正子 熊本市中央区本荘六丁目 4-3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 青木 広光 熊本市中央区本荘六丁目 4-3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 矢住 紘一 熊本市中央区本荘六丁目 4-3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 緒方 信博 熊本市中央区本荘六丁目 4-3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 前田 則浩 熊本市中央区本荘六丁目 4-3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央 中地 勝義 熊本市中央区本荘六丁目 4-3-1802号 マッサージ・鍼灸クオン 熊本中央	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
レイスマッサージ治療院 山下 朋子 熊本市北区龍田陳内三丁目 2-41 シェールベルジュ 101 レイスマッサージ治療院	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
坪井整骨院 中野 和男 熊本市中央区坪井四丁目 1-1 コマキビル 1F 中野 和男	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日

ハリ・マッサージOK 渡邊 新也 熊本市中央区国府本町10-1 渡邊 新也	はり・きゅう	平成26年7月1日
刈草鍼灸院 藤森 誠 熊本市南区刈草一丁目5-16 藤森 誠	はり・きゅう	平成26年7月1日
すいぜんじ鍼灸整骨院 深松 博文 熊本市中央区国府一丁目12-102号 深松 博文	はり・きゅう	平成26年7月1日
やすまる整骨院マッサージ指圧鍼灸院 椿山 眞子 熊本市北区植木町滴水500-2 椿山 眞子	はり・きゅう	平成26年7月1日
やすまる整骨院マッサージ指圧鍼灸院 工藤 靖正 熊本市北区植木町滴水500-2 工藤 靖正	はり・きゅう	平成26年7月1日
やすまる整骨院マッサージ指圧鍼灸院 工藤 一之 熊本市北区植木町滴水50-2 工藤 一之	はり・きゅう	平成26年7月1日
日吉整骨院 森松 大一郎 熊本市南区近見一丁目10-18 森松 大一郎	はり・きゅう	平成26年7月1日
長嶺鍼灸院 森本 祐加 熊本市東区小峯二丁目7番29号 株式会社 丸光商事 代表取締役 山田 浩之	はり・きゅう	平成26年7月1日
一番堂山下治療院 山下 賢一 熊本市西区二本木四丁目4-1 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
三好鍼灸院 三好 長生 熊本市北区龍田弓削一丁目15-37 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
藤原針灸治療院 藤原 廣 熊本市西区小島七丁目3-1 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
塚本鍼灸院 塚本 博巳 熊本市中央区迎町一丁目3番6-805号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
松田鍼灸マッサージ治療院 松田 ますみ 熊本市北区龍田五丁目1-8 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
わかみぎ治療室 境 一美 熊本市中央区水上前寺一丁目7-12-203 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日

西村鍼灸院 西村 博英 熊本市東区秋津町秋田3 2 9 8 - 2 - 2 C - 8 - 3 0 6 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
アヅマ鍼灸院 東 正人 熊本市東区上南部四丁目9-54 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
トキワ鍼灸治療院 中地 勝義 熊本市東区小峯一丁目6番82-2 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
長嶺鍼灸治療院 森 重信 熊本市東区长嶺東一丁目8番8-102号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
池田鍼マッサージ院 池田 敏雄 熊本市北区清水新地六丁目1-3 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
島田鍼灸院 島田 中 熊本市中央区新大江三丁目17-13 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
板橋鍼灸治療院 板橋 栄二 熊本市中央区萩原町11-11 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
ハリあんまの源生堂 橋口 竜二 熊本市南区近見六丁目12-85 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
吉田鍼灸院 吉田 光子 熊本市南区南高江五丁目7-68 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
ニコニコ鍼灸院 境 誠二 熊本市北区清水万石一丁目8-47 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
湧泉堂 矢野 晴之 熊本市中央区帯山四丁目51-16 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
田中鍼灸治療院 田中 博助 熊本市東区小峯二丁目6-41 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
はあとふる鍼灸院 林 和範 熊本市東区下南部二丁目20-27 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
ほりぐち鍼灸治療院 堀口 昌史 熊本市北区兎谷一丁目3-38 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日

長陽堂治療院 深町 恵津子 熊本市東区東京塚町1-26 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
今村はりマッサージ治療院 今村 武俊 熊本市中央区帯山七丁目5-9 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
秀栄堂 井 秀一 熊本市東区花立六丁目5-89 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
のじり鍼灸治療院 野尻 明宏 熊本市中央区壺川二丁目6-3 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
黒髪マッサージ治療院 坂梨 友則 熊本市中央区黒髪六丁目10-30 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
中村鍼灸院 中村 欣也 熊本市中央区国府一丁目22-9 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
はりきゅうマッサージ山田治療院 山田 光章 熊本市東区東野一丁目15番18-204号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
河上鍼灸治療院 河上 義徳 熊本市東区京塚本町2-4 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
宮原鍼灸マッサージ院 宮原 道子 熊本市西区上高橋二丁目17-13 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
西崎鍼灸治療院 西崎 博幸 熊本市南区野田三丁目3-12 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
勉強堂鍼マッサージ治療院 志賀 勉 熊本市東区长嶺南一丁目2-103 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
あん摩はりきゅう福島治療院 福島 和広 熊本市東区保田窪本町6-5 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
出張専門マッサージの飯星 飯星 和也 熊本市中央区萩原町4-17 エステートピア萩原A-201 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
熊本鍼灸院 清崎 聖二 熊本市南区富合町釈迦堂741-3 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日

岩永鍼灸院 岩永 タミ子 熊本市南区城南町阿高321-2 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
のり鍼灸治療院 前田 則浩 熊本市中央区南熊本三丁目13-12 サウス清香102 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
コトブキ鍼灸院 井上 寿子 熊本市東区尾ノ上二丁目5番6-101号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
平島鍼灸治療院 新城 重之 熊本市中央区上水前寺一丁目4-19 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	はり・きゅう	平成26年7月1日
青木鍼灸治療院 青木 広光 熊本市東区神水本町25-12 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
有馬鍼灸治療院 有馬 澄雄 熊本市東区花立二丁目2-6 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
あけぼの鍼灸院 池本 仁 熊本市南区出仲間四丁目8-30 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
いしばし鍼灸治療院 石橋 徳也 熊本市中央区黒髪五丁目4-53 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
石橋鍼灸院 石橋 道啓 熊本市中央区新町二丁目10-1 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
井上鍼灸院 井上 勝 熊本市中央区横手一丁目13-95 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
康仁堂鍼灸院 入江 康男 熊本市中央区帯山二丁目11-7 丸栄コーポ1号 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
上通鍼灸院 岩上 明治 熊本市中央区南坪井町1-29 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
上村鍼灸院 上村 悦雄 熊本市西区花園二丁目12-44 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
浦本鍼灸治療院 浦本 修資 熊本市中央区大江本町8-11 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日

大学堂鍼灸マッサージ院 大田黒 友子 熊本市中央区本荘五丁目 3-27 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
水前寺ヒロ鍼灸治療院 小山 博一 熊本市中央区国府一丁目 21-10 第 5 梅香園ビル 101 号 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
かつ鍼灸院 勝 聖哉 熊本市北区鶴羽田三丁目 8-46 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
加藤鍼灸治療院 加藤 丈雄 熊本市北区改寄町 2473 番地 1 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
亀井はり・マッサージ治療院 亀井 幸博 熊本市南区城南町赤見 1565-5 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
河村鍼灸治療院 河村 善弘 熊本市中央区坪井五丁目 1 番 36-101 号 定村アパート 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
きくちハリ治療院 菊地 浩之 熊本市中央区出水六丁目 22-4 1F 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
清田鍼灸院 清田 信幸 熊本市中央区帯山三丁目 20-8 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
草川鍼灸院 草川 正規 熊本市東区若葉二丁目 16-10 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
マッサージ・指圧・はり・灸 千里治療院 工藤 一之 熊本市北区楠野町 1352-11 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
黒田鍼灸院 黒田 亘史 熊本市中央区手取本町 5-17 マテリアビル 5F 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
小山鍼灸治療院 小山 完史 熊本市中央区帯山二丁目 4-35 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
才田鍼灸専門治療院 才田 覚 熊本市中央区出水八丁目 19-24 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日
坂口鍼灸院 坂口 孝子 熊本市南区城南町塚原 1774 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成 26 年 7 月 1 日

真田鍼灸院 真田 博士 熊本市西区田崎一丁目1-15 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
つくまの鍼灸院 下 正明 熊本市東区尾ノ上二丁目29-8 サンセイビル1F 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
下村鍼灸病院 下村 修 熊本市西區城山大塘一丁目10-3 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
一本堂高橋鍼灸病院 高橋 武良 熊本市中央区白山三丁目4-2 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
鍼灸天真治療院 鶴田 良介 熊本市中央区黒髪六丁目4-9 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
中村鍼灸院 中村 篤行 熊本市中央区妙体寺町8-30 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
西村はり灸治療院 西村 高明 熊本市南区銭塘町2144-1 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
訪問マッサージ和 西村 和孝 熊本市中央区上鍛冶屋町12-1-805 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
マッサージ・鍼灸もみりこ 西村 理子 熊本市東区東野二丁目4-3 東側 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
萩原鍼灸院 萩原 克俊 熊本市東区新生一丁目7-19 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
橋口鍼灸院戸坂治療所 橋口 賢一 熊本市西区戸坂町2-12 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
しんせつ堂治療院 畑中 琢也 熊本市中央区水前寺二丁目20-39 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
オレンジ治療院 馬場崎 一伸 熊本市西区春日二丁目1-9 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
原口療院 原口 幸男 熊本市北区植木町大和14-11 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日

二葉治療院 東 力 熊本市西区上代一丁目17-36 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
久富鍼灸院 久富 維勢 熊本市中央区新屋敷三丁目2-9 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
福島鍼灸院 福島 好孝 熊本市北区八景水谷一丁目3-37 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
福田鍼灸院 福田 祐一 熊本市南区川口町2694 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
本日はり治療院 本田 裕子 熊本市東区沼山津三丁目14-6 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
前日はり灸院 前田 司 熊本市東区東野二丁目14-4 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
益坂鍼灸院 益坂 孝介 熊本市東区新生一丁目7-8 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
マッサージ・はり・灸 ますなが平台病院 増永 裕治 熊本市南区八幡七丁目3-46 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
こころ鍼灸室 武藤 千秋 熊本市東区東野二丁目1-8 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
柳田鍼灸院 柳田 次雄 熊本市中央区萩原町5番23-606号 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
山川鍼灸院 山川 慎二 熊本市東区御領四丁目3-32 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
山田はり灸東邦堂 山田 聖一 熊本市中央区水前寺一丁目9-9 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
一心堂 岩本 三喜雄 熊本市南区元三町三丁目8-19 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
丁寧鍼灸室 丁 寧 熊本市中央区白山2-1-17-1F 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日

天鍼堂治療院 野口 弘 熊本市北区鹿子木町1141 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
杉道マッサージ鍼灸院 杉道 一昭 熊本市南区白石町292 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
鍼灸院美三 秋山 邦恵 熊本市中央区新屋敷三丁目4-8 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	はり・きゅう	平成26年7月1日
今川鍼灸整骨院 今川 水也 熊本市東区昭和町1-30 内村不動産ビル1F 今川 水也	はり・きゅう	平成26年7月1日
今川鍼灸整骨院 今川 水也 熊本市東区昭和町1-30 内村不動産ビル1F 今川 水也	はり・きゅう	平成26年7月1日

告 示 第 5 6 9 号
平成 2 6 年 8 月 4 日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
新町いえむらクリニック 熊本市中央区新町1-7-15 家村 昭日朗	平成26年5月31日

告 示 第 5 7 1 号
平成 2 6 年 8 月 5 日

平成26年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成26	市県民税	2期 3期 4期	平成26年9月1日 平成26年10月31日 平成27年2月2日	18人

告 示 第 5 7 2 号
平成 2 6 年 8 月 5 日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
7月22日	はり札等	15	麻生田・世安町・上南部	7月23日
	立看板等	1	桜木	
7月24日	はり札等	74	京町・池田・大窪・上熊本	7月25日
7月26日	はり札等	31	砂原町・荒尾・島町・刈草・近見	7月27日
	立看板等	10	合志・八分字町	
7月28日	はり札等	13	新大江・神水・京町	7月29日
7月29日	はり札等	13	上南部・戸島・出水・龍田弓削	7月30日
	立看板等	2	榎町・小峯	
7月31日	はり札等	2	城南町	8月1日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 574 号

平成 26 年 8 月 6 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

市尾自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「鹿本郡植木町大字富応 1114 番地から 1578 番地の 38 までの区域とする。」を「熊本市北区植木町富応 1114 番地から 1578 番地 38 までの区域とする。」に改める。

(2) 事務所

「熊本県鹿本郡植木町大字富応 1335 番地の 1」を「熊本市北区植木町富応 1335 番地 1」に改める。

告示第 577 号

平成 26 年 8 月 11 日

熊本市墓地条例（昭和 39 年条例第 34 号）第 4 条の規定による墓地使用の公募を次のとおり実施するので、同条第 1 項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 公募の期間

平成 26 年 8 月 25 日から平成 26 年 9 月 5 日まで

(土曜・日曜を除く)

2 公募する墓地の名称及び位置

熊本市小峯墓地	熊本市中央区黒髪四丁目 10 番 49 号
熊本市立田山墓地	熊本市中央区黒髪七丁目 763 番地
熊本市浦山墓園	熊本市中央区黒髪七丁目 486 番地
熊本市花園墓地	熊本市西区花園四丁目 13 番 75 号
熊本市城山墓園	熊本市西区上代九丁目 8 番 1 号
熊本市清水墓園	熊本市北区清水新地七丁目 5 番 37 号

3 公募する区画数

熊本市小峯墓地	5 区画
熊本市立田山墓地	5 区画
熊本市浦山墓園	5 区画
熊本市花園墓地	5 区画
熊本市城山墓園	2 区画
熊本市清水墓園	5 区画

4 申込方法

健康福祉政策課および各市営墓地の管理事務所で配布する募集要項に添付している申請書に必要事項を記入し、健康福祉政策課へ持参する。

告 示 第 5 7 8 号

平成 26 年 8 月 11 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 26 年 8 月 11 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 142 台

告 示 第 5 7 9 号

平成 26 年 8 月 11 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 26 年度	6 月期	707 人
	5 月期	1 人

平成25年度	7月期	1人
	6月期	1人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年8月20日

告 示 第 5 8 0 号

平成26年8月11日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成26年度	6月期	170人
	5月期	1人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成26年8月20日

告 示 第 5 8 1 号

平成26年8月11日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成26年7月22日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、西区春日三丁目熊本駅前、並木坂エリア
- イ 平成26年7月23日 北区龍田二丁目1
- ウ 平成26年7月24日 西区春日五丁目24、中央区上通町5
- エ 平成26年7月25日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、中央区黒髪六丁目27、中央区大江一丁目31、中央区本荘町684-5、南区近見六丁目1、並木坂エリア
- オ 平成26年7月28日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、並木坂エリア
- カ 平成26年7月29日 崇城大ホール
- キ 平成26年7月30日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、南区南高江三丁目1、並木坂エリア
- ク 平成26年7月31日 健軍ピアクレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場
- ケ 平成26年8月1日 西区上熊本二丁目18、中央区手取本町2
- コ 平成26年8月4日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア
- サ 平成26年8月5日 西区野中二丁目1、中央区水前寺一丁目4-1水前寺駅
- シ 平成26年8月6日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エ

リア

- (2) 保管の場所 平成自転車保管所
- (3) 保管の期間 平成26年11月11日まで
- 2 移動・保管台数
自転車 116台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
月曜日から土曜日まで
午前10時から午後4時30分まで
日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 5 8 3 号
平成26年8月13日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延長 (m)
11-165	託麻団地第3 4号線	東区西原二丁目36番4地先から 東区西原二丁目34番5地先まで	旧	4.0 ～ 4.0	81.7
		東区西原二丁目79番1地先から 東区西原二丁目34番5地先まで	新	6.1 ～ 6.1	81.7

告 示 第 5 8 4 号
平成26年8月13日

平成26年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 26 年度	介護保険料	7 月期	平成 26 年 9 月 1 日	公示送達者 114 名 (登載省略)
		8 月期	平成 26 年 9 月 1 日	
		9 月期	平成 26 年 9 月 30 日	
		10 月期	平成 26 年 10 月 31 日	
		11 月期	平成 26 年 12 月 1 日	
		12 月期	平成 27 年 1 月 5 日	
		1 月期	平成 27 年 2 月 2 日	
		2 月期	平成 27 年 3 月 2 日	
		3 月期	平成 27 年 3 月 31 日	

告示第 587 号

平成 26 年 8 月 15 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、就労移行支援を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
AOBA
熊本市東区健軍三丁目 43 番 15 号
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社 アソート
熊本市東区健軍一丁目 38 番 13 号
代表取締役 宮下 武
- 3 廃止した事業の種類
就労移行支援
- 4 廃止年月日
平成 26 年 9 月 1 日

公 告

公告第 571 号

平成 26 年 8 月 1 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定をしたので同法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

指定番号	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
熊本市指令（建指）				
第 H26-002 号	平成 26 年 4 月 15 日	熊本市東区八反田二丁目 3 457 番 4	4.01～ 9.07	15.43
第 H26-003 号	平成 26 年 4 月 18 日	熊本市東区秋津三丁目 12 87 番 1	4.01～ 4.08	29.20
第 H26-004 号	平成 26 年 4 月 22 日	熊本市南区白藤二丁目 21 0 番 1	4.00～ 4.21	45.39

第H26-009号	平成 26年4月23日	熊本市北区四方寄町字平畑 1468番1	4.02～ 5.82	50.25
第H26-010号	平成 26年5月21日	熊本市東区戸島六丁目17 41番7、1741番9	4.00～ 4.10	50.65
第H26-012号	平成 26年6月11日	熊本市東区长嶺東四丁目1 453番1、1453番5	4.00～ 4.03	34.65
第H26-013号	平成 26年6月26日	熊本市東区新外三丁目29 72番6	4.01	26.66

公告第572号

平成26年8月1日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

指定廃止の年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
平成26年4月9日	熊本市南区御幸木部三丁目1076番1、1075番1、1071番1、1070番1、1072番1、1068番2、1066番1、1067番1、1068番11、1069番9	4.00～ 6.00	362.60
平成26年4月15日	熊本市東区山ノ内一丁目3043番1、3046番1、3046番12、3046番11、3046番2、3047番19、3047番2、3047番18、3047番10、3047番7、3047番8、3047番14	4.00	171.60
平成26年4月18日	熊本市西区池亀町459番の一部	4.00	30.00
平成26年4月25日	熊本市南区近見二丁目地内	4.00	31.50
平成26年5月26日	熊本市中央区琴平本町1570番1、1574番、1574番1、1574番3、1574番4、1574番7、1574番8、1574番10、1574番12、1574番14、1574番15	4.00	83.70

公告第573号

平成26年8月1日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を変更したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

	指定番号	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
前	熊本市指令(計建)第 11号	昭和51年5月8日	熊本市長嶺町字合歓平1 693-5	4.00	34.10
後	熊本市指令(建指)第 H26-006号	平成26年4月24日	熊本市東区長嶺東二丁目 1693番5、1693 番7	4.01~ 5.08	46.91

公告第576号

平成26年8月5日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町伊知坊字辻828番3、828番6
488.87平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区八景水谷二丁目
氏名 登載省略

公告第577号

平成26年8月5日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

- 1 都市計画の種類及び名称
熊本都市計画道路の変更 3・5・45号 上熊本弓削線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市中央区黒髪2丁目 黒髪5丁目 渡鹿5丁目
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課
- 4 縦覧期間
平成26年8月5日から平成26年8月19日まで

公告第578号

平成26年8月5日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

- 1 都市計画の種類及び名称
熊本都市計画公園の変更 2・2・142号 渡鹿五丁目公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市中央区渡鹿5丁目
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課
- 4 縦覧期間
平成26年8月5日から平成26年8月19日まで

公 告 第 5 7 9 号

平成 2 6 年 8 月 6 日

平成 2 7 年度に整備する障がい福祉施設の事前協議書の受付を行うので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 対象施設種別等

(1) 施設種別

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する生活介護、共同生活援助及び短期入所を行う事業所

(2) 整備区分

創設（新たに施設を整備すること。）

ただし、短期入所事業を新たに始める場合に限り、既存施設の増改築も対象とする。

なお、施設（建物）については、所有権を有している必要がある。（賃貸借は不可）

事前協議書提出の対象事業

(3) 補助及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）により行う事業

2 対象法人

障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）で、次の(1)から(4)までを満たす法人とする。

(1) 障害者総合支援法第36条第3項の規定に該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(3) 熊本市税について滞納がないこと。

(4) 法人役員等が熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号に掲げる者でないこと。

3 事前協議書に係る事項

(1) 事前協議書提出期間

平成26年9月1日（月）から平成26年9月26日（金）正午まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。

(2) 事前協議書の提出時間

午前9時から午後4時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

ただし、最終日は午前9時から正午までとする。

(3) 事前協議書の提出場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市健康福祉子ども局 障がい保健福祉課（市庁舎8階）

電話 096-328-2111 内線 2519

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参すること。

(5) 提出部数等

1部。(事前協議書等に別紙を添付する場合はA4縦、横書き)

ホッチキス止めをしないこと。

なお、証明書類は、証明年月日が事前協議書提出時の3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。(複写機による写しでも可)

(6) その他

ア 費用負担

事前協議書の提出者の負担とする。

イ 事前協議書の取扱い

提出された事前協議書は原則として返却しない。

なお、提出された事前協議書は、情報公開条例の規定により開示する場合がある。

ウ 「写し」により提出する書類は、全て原本証明をすること。

4 社会福祉施設等施設整備補助金関連事前協議様式並びに説明資料

(1) 配布期間

平成26年8月26日(火)から平成26年9月25日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)

(3) 配布場所

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市健康福祉子ども局 障がい保健福祉課

電話 096-328-2111 内線 2519

(4) 費用

無料

(5) その他

事前協議書は、(3)の配布場所で直接配布する。郵送又は電送による配布はしない。

なお、本市ホームページから(1)の配布期間中に事前協議書等をダウンロードして使用することもできる。

公 告 第 5 8 0 号

平成 2 6 年 8 月 6 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町岩野字苅折452番3、459番2、459番3

1,070.07平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町岩野

氏名 登載省略

公 告 第 5 8 1 号

平成 2 6 年 8 月 6 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく植木農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 変更内容

番号	変更しようとする土地の所在	面積 (a)	変更理由
1	熊本市北区植木町豊岡 1 3 6 3 番 外 7 筆	9 7 . 9 5	太陽光発電施設

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 5 8 3 号

平成 2 6 年 8 月 8 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 6 年 1 2 月 8 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ春日

熊本市西区春日七丁目 1 番 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住 所
生活協同組合 水光社	代表理事 吉永 章	熊本県水俣市古賀町一丁目 1 番 1 号

(変更後)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住 所
生活協同組合 くまもと	代表理事 吉永 章	熊本県水俣市古賀町一丁目 1 番 1 号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
生活協同組合 水光社	代表理事 吉永 章	熊本県水俣市古賀町一丁目 1 番 1 号
株式会社セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市外濠二丁目 3 8 番地

株式会社ヒライ	代表取締役社長 平井 浩一郎	熊本市西区春日七丁目 26-70
有限会社パン工房麦穂	代表取締役 澁上 淳二	鹿児島県出水市下鯖町 1618-3
有限会社フラワーショップ花ゆき	代表取締役 川畑 久大	熊本市北区清水新地六丁目 7-18

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
生活協同組合 くまもと	代表理事 吉永 章	熊本県水俣市古賀町一丁目 1 番 1 号
株式会社セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市外濑二丁目 38 番地
株式会社ヒライ	代表取締役社長 平井 浩一郎	熊本市西区春日七丁目 26-70
宝屋食品有限会社	代表取締役 石井 久	熊本市中央区九品寺三丁目 15-10

3 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成 26 年 4 月 1 日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成 26 年 4 月 1 日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名建物設置者の名称変更のため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小売業者の名称変更及び入退店のため

5 届出年月日

平成 26 年 7 月 15 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
熊本市農水商工局商工振興課、熊本市西区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
- (2) 縦覧期間
平成 26 年 8 月 8 日から平成 26 年 12 月 8 日まで

公告 第 585 号

平成 26 年 8 月 8 日

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、城南町中央土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき公告する。

熊本市長 幸山政史

辞任理事

氏 名	住 所
宮崎 正光	熊本市南区城南町島田706番地
柿原 重夫	熊本市南区城南町宮地926番地

変更後の理事

氏 名	住 所
甲斐 一行	熊本市南区城南町宮地946番地
池本 信行	熊本市南区城南町宮地1344番地
前田 勝	熊本市南区城南町坂野509番地2
伊藤 伸也	熊本市南区城南町宮地829番地
倉岡 隆之	熊本市南区城南町今吉野737番地1
和田 渡	熊本市南区城南町宮地1121番地
池部 宗示	熊本市南区城南町宮地1346番地
甲斐 誠司	熊本市南区城南町宮地1273番地
米村 國廣	熊本市南区田迎三丁目11番30号
宮崎 孝行	熊本市南区城南町坂野270番地
甲斐 誠一	熊本市南区城南町宮地2074番地
倉岡 則幸	熊本市南区城南町今吉野772番地
久我 義春	熊本市南区城南町今吉野746番地
木下 藤太	熊本市南区城南町宮地888番地
濱田 數吉	熊本市南区城南町宮地1054番地4
倉岡 博志	熊本市南区城南町今吉野1040番地2

公告第 5 8 6 号

平成 2 6 年 8 月 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町古閑字裏免 8 4 2 番 7、8 4 2 番 8、8 4 2 番 9
8 8 2. 9 8 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県玉名市立願寺 1 3 5 番地 1
株式会社 かずやハウジング
代表取締役 荒木 達雄

公告第 5 8 7 号

平成 2 6 年 8 月 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区奥古閑町字築添 4 4 1 4 番 2、4 4 1 5 番 2
3 8 2. 9 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県伊丹市緑ヶ丘七丁目

氏名 登載省略

公 告 第 5 8 9 号

平成 26 年 8 月 11 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市中央区世安町字前田 3 2 3 番 1 1

1, 007. 31 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝四丁目 5 番 10 号

株式会社エポック・ジャパン

代表取締役 高見 信光

公 告 第 5 9 1 号

平成 26 年 8 月 12 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西城区山半田三丁目 1 3 0 0 番 1、1 3 0 0 番 5、1 3 0 1 番 1、1 3 0 1 番 5

300. 97 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区新町四丁目

氏名 登載省略

公 告 第 5 9 2 号

平成 26 年 8 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する公共施設の工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 工事を完了した公共施設が存する開発区域に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区広木町 109 番の一部、110 番の一部、120 番の一部、121 番 3 の一部及び里道

3, 043. 30 平方メートルの一部

2 工事完了した公共施設

下水道の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区京塚本町 4 8 番 3 4 号

株式会社 環境都市開発

代表取締役 林 裕之

公 告 第 5 9 3 号

平成 26 年 8 月 14 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区護藤町字園田 2817 番 3
335.99 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区護藤町
氏名 登載省略

公 告 第 5 9 5 号

平成 26 年 8 月 15 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 26 年度熊本市農用地利用集積計画第 5 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 5 9 7 号

平成 26 年 8 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区松尾町上松尾字上塘添 5155 番 16、5238 番 2、5238 番 3、5238 番 4、
5238 番 5、5248 番 10、5234 番 2、5235 番 3、5236 番 3、5237 番 3、5
239 番 2、5240 番 3、熊本市西区松尾町上松尾字垂玉 5337 番 11
2、313.75 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社 セブーン・イレブン・ジャパン
代表取締役 井阪 隆一

公 告 第 5 9 8 号

平成 26 年 8 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町藤山字南三石野 3285 番 7、3285 番 8、3286 番 3
319.56 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県宇城市松橋町豊福
氏名 登載省略

中 央 区

中央区告示第 20 号

平成 26 年 8 月 12 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 7 月 24 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 21 号

平成 26 年 8 月 12 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 7 月 29 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 22 号

平成 26 年 8 月 15 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 8 月 7 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

東 区

東 区 告 示 第 9 号

平成 26 年 8 月 7 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 8 月 4 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区长 西 島 徹 朗

以下、登載省略

西 区

西 区 告 示 第 9 号

平成 26 年 8 月 4 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 7 月 29 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区长 永 田 剛 毅

以下、登載省略

西 区 告 示 第 1 0 号

平 成 2 6 年 8 月 8 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 6 年 8 月 4 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 5 4 号

平 成 2 6 年 8 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 2 6 年 8 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 2 6 年 8 月 1 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 東部処理区
東区戸島西四丁目の一部
 - (2) 南部処理区
南区野口三丁目の一部
 - (3) 西部処理区
南区八分字町の一部
 - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区龍田町弓削、北区梶尾町及び北区龍田二丁目の各一部
 - (5) 植木処理区
北区植木町植木の一部
 - (6) 城南処理区
南区城南町下宮地及び南区城南町舞原の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番
東部浄化センター
 - (2) 南部処理区
南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター
 - (3) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号
西部浄化センター

- (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区鶴羽田町12番1号
熊本北部浄化センター
- (5) 植木処理区
北区鶴羽田町12番1号
熊本北部浄化センター
- (6) 城南処理区
南区城南町島田438番地
城南町浄化センター

上下水道局告示第55号
平成26年8月1日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第764号	福岡県久留米市合川町46番地3 株式会社アンシー 代表取締役 紙谷 正臣	平成26年7月29日

上下水道局告示第56号
平成26年8月11日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成21年上下水道局規程第36号）第13条第2項第2号の規定による届出があったので、同規程第22条第4号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第20号	熊本市北区徳王一丁目1番47号 公栄設備工業株式会社 代表取締役 岩下 哲士	平成26年8月5日
		代表者の異動

上下水道局告示第57号
平成26年8月13日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局規程第5号）第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
------	----------------	-------

第 7 6 5 号	熊本市東区小山二丁目 6 番 5 0 号 総合設備優巧株式会社 代表取締役 瀧邊 優	平成 2 6 年 8 月 6 日
-----------	--	------------------

選挙管理委員会

選管告示第 1 1 号
平成 2 6 年 8 月 4 日

熊本市公職選挙執行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市選挙管理委員会委員長 田代 芳郎

熊本市公職選挙執行規程の一部を改正する規程

熊本市公職選挙執行規程（昭和 5 9 年選管告示第 4 0 号）の一部を次のように改正する。
第 1 2 条第 1 項中「第 6 項」を「第 5 項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

中選管告示第 1 2 号
平成 2 6 年 8 月 1 日

中央区選挙管理委員中に欠員が生じたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 2 条第 3 項の規定により、平成 2 6 年 8 月 1 日付けで次のとおり委員を補欠する。

熊本市中央区選挙管理委員会委員長 嶋田 幾雄

氏 名	住 所
西山 哲雄	熊本市中央区坪井二丁目 1 0 - 1 0 - 4 0 1

農業委員会

農委公告第 8 号
平成 2 6 年 8 月 4 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 2 4 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日出輝

- 1 日時 平成 2 6 年 8 月 8 日（金）午後 3 時
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
 - 第 2 号議案 競売買受適格証明願（耕作目的：会許可）
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（5 号）
 - 第 6 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項

5 その他